

香港日本人学校

いじめ防止基本方針



香港日本人学校 いじめ防止基本方針

いじめをしない・させない・許さない

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条 平成25年） ※以下、同法を法と明記する。

いじめとは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 基本理念

（1）いじめに対する認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという認識を全職員で共有します。

（2）いじめの禁止（法 第4条）

児童・生徒は、①いじめを行ってはならない。②他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとします。

（3）方針

- ① いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童・生徒の尊厳が守られ、児童・生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員が取り組みます。
- ② 児童・生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行います。
- ③ 児童・生徒が集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童・生徒自らが作り出していきます。
- ④ 児童・生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するために、学校・保護者が相互に協力していじめを許さない社会の実現に努めます。
- ⑤ 未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に行動を観察したり、定期的にアンケート調査を実施したり欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うのかを定期的に検討していきます。

3 学校及び教職員の責務

- ・ 教職員に対し、いじめ防止等に関する研修を実施し、資質能力の向上を図ります。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が児童・生徒を傷つけたり他の児童・生徒のいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心を払います。
- ・ 児童・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を展開します。

4 いじめ防止等の対策のための施策

（1）いじめ防止等の対策のための組織

- ① 名称 「いじめ防止対策委員会」
- ② 役割

ア あらゆる教育活動を通じて誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指します。

イ いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう、保護者と連携し、指導にあたります。

③ 組織の構成

ア 校長・教頭・教務主任・児童・生徒指導部長・養護教諭・当該児童担任があたります。

④ 活動内容

ア いじめの未然防止のための取り組みをします。

イ いじめの防止・早期発見に努めます。

ウ いじめを認知した場合は、適切な措置を講じます。

- ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導支援の体制・対応・方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施

⑤ 開催回数及び回数

ア 必要に応じて会議を開催します。

(2) いじめの未然防止

① 未然防止に資する取り組み

ア いじめに向かわない態度・能力を育成します。

- ・ 学校の教育活動全体を通して他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- ・ 自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら、建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てます。

イ 自己有用感や自己肯定感を育みます。

- ・ すべての児童・生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるように学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童・生徒に提供し児童の自己有用感が高められるようにします。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設けます。

ウ 早寝・早起き・朝ごはん

- ・ 児童・生徒の心と体をつくるもととは食べ物にあります。豊かな食生活（ごはん、野菜、魚）、規則正しい家庭生活を心がけるよう、家庭との連携を図ります。（学校便り、保健便り、学級便り、懇談会、面談等）

エ 児童・生徒に対して全校集会や学級活動などで、日常的にいじめのことに触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していきます。

オ いじめの態様や特質、原因・情景、具体的な指導上の留意点などについて教職員全員の共通理解を図っていきます。

② いじめ防止等の啓発活動

ア 児童・生徒・保護者へのいじめ撲滅の啓発を行います。（学校便り、PTA行事・PTA総会・懇談会等）

イ 道徳教育を計画的に行います。

年3回の授業参観や土曜参観のうち、各学級にて1回は道徳の授業を実施します。

ウ いじめ防止の合言葉「いじめをしない、させない、許さない」を掲示し児童と教職員が認識を共有します。

(3) いじめの早期発見

① 定期的な調査と教育相談

ア 児童・生徒に対し、定期的にアンケート調査を実施します。(インターネットによるいじめも含む)

イ 教育相談週間(How are you? タイム)を設定し、全児童に対して教育相談を実施します。

ウ 保護者との個別懇談を実施し、家庭と連携して児童を見守ります。

② インターネットを通して行われるいじめ対策

ア 情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識の向上と保護者への啓発に努めます。

③ その他

ア 授業時間だけでなく業間休みや昼休み等の様子を観察したり、教師と児童・生徒間で日常的に行われている日記等を活用したりして、交友関係や悩みを把握しいじめを積極的に認知します。

イ 児童・生徒との信頼関係を構築し、児童・生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。教職員相互が積極的に児童・生徒の情報交換を行い、情報を共有します。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

発見者 → 担任 → 児童・生徒指導部長 → 教頭 → 校長

・ 緊急時には臨機応変に対応します。一報後、改めて文書による報告を行います。

(2) 事実確認と報告、対応

① 発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。

② 被害児童・生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然として対応します。

③ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童・生徒の人格の成長に主眼をおいた指導を行います。

④ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めます。

⑤ いじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、的確に関わりを持ちます。

⑥ いじめられた児童・生徒、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。

⑦ 速やかに関係児童・生徒から事情を聴きとるなどしていじめの事実確認をします。

⑧ 事実確認の結果を、被害・加害児童・生徒の保護者に連絡し、迅速に保護者に事実関係を伝えます。

⑨ いじめが犯罪行為として扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童・生徒を徹底して守り通すという観点から、厳重な処分をもって対応します。

(3) いじめ被害者および保護者への対応

① 徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝えます。

② 今後の対応についてしっかりと説明し、不安な点を聴取し、対応策を示します。

③ 日常における細かな点に配慮した対応について、具体的に示します。

④ 児童・生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくります。(家族)

(4) いじめ加害者および保護者への対応

- ① 聴取したことは、手書き、パソコンの両方でまとめ保存します。
- ② 聴取の時間や場所等について、配慮します。
- ③ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、対応を適切に行えるようにします。
- ④ いじめは人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ⑤ いじめ（いじめ加害者）の背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ⑥ いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることがないように指導し、配慮します。
- ⑦ いじめ加害者及び保護者の個人情報にも配慮していきます。

(5) いじめが起きた集団への対応

- ① いじめを見ていた児童・生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせます。
- ② 誰かに知らせる勇気を持つよう伝えとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
- ③ 全ての児童・生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めます。

(6) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネット上の不適切な書き込み等については、事実確認後、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。
- ② パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていきます。

6 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

ア ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。→（公表）

イ 年度毎にいじめに関して分析を行い、これに基づいた対応を取ります。→（点検・評価）

7 その他

ア この基本方針は平成29年4月1日より運用します。

イ 必要に応じ、学校いじめ防止基本方針を修正します。